

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における小型機船底びき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和7年1月17日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

（操業の制限）

- 1 和共第1号共同漁業権区域においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までとする。

（指示に従わない者への対応方針）

- 3 この指示に定めるもののほか、この指示に従わない者への対応方針については、別に委員会が定めるところによる。